

<再エネ規制改革要望シート>

団体名：一般社団法人全国ご当地エネルギー協会
 担当者名：事務総長 飯田哲也、政策担当：松原弘直
 電話番号：080-4624-5873
 (※日中連絡のつく番号でお願いします)

内容等（再エネの普及拡大の支障になっている規制等の記入を具体的をお願いします）	対象法令・ガイドライン等	関係行政機関等	要望事項等（どういう状態に改革して欲しいかなるべく具体的に記入をお願いします。）	省庁記入欄	
				規制緩和の可否 (○×△の記入願います)	コメント
(1) 立地制約に係る見直し					
1 再生可能エネルギー(特に太陽光発電及び風力発電)を「農地法の運用」における「地域の農業の振興に資する施設」として位置づけ、農地転用を不要とするべき	農地法	農林水産省	「農地法の運用について」（制定 平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号）では、農業用施設等の屋根に置かれる太陽光発電について農地転用せずに農業用設備への設置を定めている。発電面積や発電量を自家消費内に厳しく限定している。しかし、これは「地域の農業の振興に資する施設」としてあまりに狭い解釈であり、農家あるいは農業法人が行う再生可能エネルギー事業全般に拡充すべきである。		
2 【関連】 農業設備（ガラス園芸ハウス、獣害防止用柵へいなど）に太陽光発電を敷設する場合は、一体の農業設備として、第1種農地や農業振興地域でも農地転用の対象としないこと	農地法	農林水産省	農業設備（ガラス園芸ハウス、獣害防止用柵へいなど）に太陽光発電を敷設した場合の扱いが不明瞭であった。これを事後・新設を問わず、農業設備とすることが望ましい。 ただし、明らかに太陽光発電が主目的で農業設備としての目的が従となる悪質なケースは排除する必要があるので事後規制等の検討は必要かもしれない。 これを全国各地の都道府県・市町村の農業委員会に周知徹底する通達を出すとともに、農水省を挙げて広報を図ること。		
3 荒廃農地のうち合計28.4ha（2019年）あり、そのうち「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」が19.2haある。これを太陽光発電等再生可能エネルギーに積極的に活用すべきである。	農地法、農業委員会法	農林水産省	・「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」は、本来、第1種農地であれ農振地域であれ、直ちに農用地解除されるべきもの。また、すべての農業委員会は、この峻別を理解しているはずで、地権者による農用地解除の申請があれば、解除するはずである。 ・ただし実態として、従来の経験や情報から、都道府県や市町村の農業委員会は、必ずしも積極的に荒廃農地の判定をしておらず、さらに太陽光に対する農用地解除は拒絶する傾向がある。 ・これに対して、農水省から、以下を促進すべき。 →現況として耕作されていない農地(荒廃農地)について、再生可能かもしくは再生困難化の判定を必ず行うこと。再生可能と判定した農地には再生目標を義務付ける。 →「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」を再生可能エネルギー（とくに太陽光&風力）に積極的に活用する方向で、通達なり情報なりを出して、都道府県と市町村の農業委員会での意識向上を図ってはどうか。		

4	<p>営農型太陽光発電は、今後の日本で最も素早く低コストで太陽光発電を拡大できる可能性が高いことから、大胆な見直しが期待される。耕作放棄地は日本の農地約450万ヘクタールに対して、そのおよそ1割・42万ヘクタールにもぼる。これを農地区分のまま太陽光発電に活用できれば、林地山林のような造成も不要であるため低コストとなり、既開発地の活用であることから自然環境も保全され、営農者にとっても地域にとってもメリットがある。</p> <p>他方、全国各地の農業委員会の理解不足・裁量の幅の大きさが、規制コスト・時間コストとなり、日本の太陽光発電のコスト増の大きな原因になっている。</p>	農地法、農業委員会法	農林水産省	<p>営農者自らが行う営農型太陽光発電については、より合理的な農地の活用に見直すこと。営農者（地権者）が自ら行う営農型太陽光発電についてはこれを「農業施設」と認め、一次転用や収量規制を行うことなく、農地のまま太陽光発電のみを行うことを認めること。「農地」の定義として、実際に営農しているという現況に加えて、「営農することができる土地」という可能性を含めることで、耕作放棄地等での太陽光発電の実施が格段に容易になる。</p>		
5	<p>【関連】 ○農地転用について 第1種農地における農地転用は、小面積であっても困難な状況です。風力発電事業であれば点的な開発であり、大規模な開発は行われにくいにも関わらず、わずかな転用もできない状況です。</p> <p>また、以下の土地が農地と判断されるため、耕作が行われていない原野も農地扱いとなり使用できず、結果山林等の伐採を伴う開発をせざるを得ない状況が生じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①現況農地であり地目非農地 ②現況非農地であり地目農地 	農地法	農水省、都道府県、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・農家及び農業が行う（一定以上の資本参加する）太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーは「農業施設」に位置づけ、原則として、農地転用を不要とする。 ・また、風力発電のための必要最小限の転用を認めるようにしていただきたい。 ・また、現況非農地若しくは地目非農地はいずれも農地扱いとしないことが原則（現況主義）だと考えるが、全国各地の農業委員会によって解釈が異なり、統一的就かつ迅速な運用が必要と考えられる。 		
6	<p>【関連】 ○農用地区域除外手続きについて 農振農用地区域では土地の改変にあたり許可が必要ですが、現実的には農用地区域内を事業用地とする場合は、自治体が農用地区域から除外する手続きを行うことが多い。しかし自治体による判断にばらつきがあり、農用地区域の除外がされない場所では実質的に事業実施が困難となる場合がある。</p>	農振法	農水省、都道府県、市町村	<p>自治体による判断のばらつきをなくすため、農用地区域内であっても、再エネ施設を目的とする土地の改変は認めることとしていただきたい。</p>		

7	<p>○農地法許認可手続きにおける資金計画の提出について 林地開発、農地転用等の様々な開発時の許可申請にあたり、事業者の残高証明や銀行の融資証明の提出が必要なケースが多くあります。再エネの大規模事業ではプロジェクトファイナンスによる資金調達をすることが多く、許可申請段階でこのような資料を準備することは難しい状況です。許可後に事業が頓挫し許可事実のみが残ることを懸念しての規制と思いますが、許可した目的が達成されない場合（再エネ事業が実施できない場合）には許可が無効となるようなルールとすれば、そのような問題は起こらないと考えます。</p>	農地法、森林法等	農水省、林野庁、都道府県	許可申請時に資金の確実性を求める書類は必要条件から外し、許可した目的が達成されない場合は許可が無効となるようなルールとすることを検討していただきたい。		
8	<p>○保安林解除について やむを得ず保安林の解除が必要な場合、解除要件が厳しくかつ協議に時間を要しています。風力発電事業の場合、開発範囲は点的で大規模な開発は行われにくいにも関わらず、保安林の目的を損なわないと考えられるわずかな転用も、認められにくい状況です。</p>	森林法	林野庁	保安林解除の取扱い要領 https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000897.html 「3解除の要件」に風力発電事業の内容を追加、または風力事業を想定した基準となる面積要件の追加を行い、判断手続きのスピードが上がるようにして頂きたい。		
9	<p>○保安林内作業許可許可の面積要件について 保安林においては、林内作業許可によって風車建設ヤードを造成することができることになっていますが、許可基準の面積が非常に小さく現実に即しておりません。おそらく数年前には現実的な面積だったと思われるのですが、風車の大型化とそれに伴う必要面積の増加に基準が追いついていないと考えられる。</p>	森林法	都道府県	風車建設ヤードに関する作業許可にあたっては2500㎡を5000㎡まで可能とし、更に切盛の高さ制限（現在は1.5m）をなくして頂きたい。		
10	<p>○国有林野の貸付に関する利活用要望書手続きについて 送電線敷設などの場合にも、膨大な環境調査を求められております。大規模な土地改変を伴うわけではないにも関わらず、このような調査を求められることは事業者にとって時間・費用ともに大きな負担となっている。</p>	国有林野の管理 経営に関する法律	林野庁	国有林野の貸付に関し、風力事業の環境調査が必要となる改変の面積要件を緩和する見直しをしていただきたい。		
11	<p>○道路上空の占用について 風車のブレードが道路上空を占用することについて、法的には可能とされているのですが、実際には道路管理者によって認められない場合が多く設置場所に制限があると感じています。</p>	道路法	国交省、都道府県、市町村	民家等からの距離が十分に考慮されている前提で、風車のブレードによる道路上空の占用は、基本的に許可することとしていただきたい。		

12	<p>○送電線等の道路占用許可について</p> <p>許可申請にあたり、道路用地以外に敷設することができない旨を示すことを求められるが、そのために道路沿線の全ての土地を調べ、また所有者との協議などを行うことが必要であり、多大な時間と費用を要している状況です。</p>	道路法	国交省、都道府県、市町村	再生事業にかかる送電線については、物理的に敷設が可能であれば、基本的に占用を許可すると事業実施がスムーズになると考えられる。		
13	<p>○FIT認定申請時の広大土地の扱いについて</p> <p>現状では同一地番で2つの事業計画認定はしないこととなっています。このような場合、地方経産局からは土地を分筆するよう求められますが、広大な土地を分筆することは現実的に不可能な場合が多いです。特に人里離れた山林原野では境界も曖昧であり物理的に不可能なところもあります。地理・地形上は同一土地内で複数の事業を実施することが可能であっても、同一地番での複数認定をしないことで事業が実施できず再生の普及の支障になっていると考えております。</p>	再生エネ特措法	資源エネルギー庁	同一地番であっても、土地所有者との契約があり、物理的にも設備の設置が可能と考えられる場合には複数の事業計画認定を可能とさせていただきたい。		
14	<p>○設備の設置場所の変更の制限について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題のある太陽光事業者の取締を目的とする項目と認識していますが、陸上大型風力に当てはめた場合、設備の設置場所の変更の制限は、運用により普及拡大の妨げになる懸念がある。 ・例えば環境アセス調査により事業用地の絞込みを行い、調査結果に合わせた地番変更を行う際に「同一の場所と見なせない」と運用で判断されると、事業認定の地番の変更ができない事態となり環境アセス調査の趣旨と矛盾が生じます。 	FIT法 再生可能エネルギー発電事業計画における 再生可能エネルギー発電設備の設置場所について 4 設備の設置場所の変更の制限について (2) 当初地番と同一の場所と見なせる距離にある飛び地の追加及び削除	資源エネルギー庁	該当項目に「太陽光発電の場合」との記載をするなどして、陸上大型風力に関しては、設備の設置場所が調査等によりある程度変更する可能性があることを認めて欲しい。		

15	<p>○法定外公共物（赤道など）の払下手続きについて</p> <p>・2018年頃土地家屋調査士会にて用地調査業務の再委託は行わない旨の決定があったと聞いています。これにより事業用地に法定外公共物の取得が必要な場合、計画の見通しが立たない状況となっています。</p> <p>これまで</p> <p>①土地所有者or事業者から測量業者・土地家屋調査士へ測量・資料作成を委託。</p> <p>②土地家屋調査士から財務局へ払下げ申請を行う。</p> <p>現在</p> <p>①土地所有者or事業者から財務局に払下げの相談を行う。</p> <p>②財務局から測量業者・土地家屋調査士に測量・資料作成を依頼。</p> <p>③成果に基づき手続きを進める。</p> <p>しかし②は財務局の予算・業務スケジュールに合わせて進むため、8月に依頼をしても「動くのは次年度」という回答が来る状況です。事業者希望のスケジュールと乖離する状況が発生しており、FITの土地確保期限等の適用に重なると不必要な事業計画認定の失効が発生する恐れがあります。</p>	別紙_再委託禁止の通知_北海道（該当法令は不明確）	財務局	大型風力事業用地が想定されるところは法定外公共物の存在する可能性が高いため、法定外公共物の払下げに関してはこれまで通り再委託ができるよう認めて頂きたい。		
16	<p>○所有者不明土地の利用の円滑化について</p> <p>風力発電事業を行いたい用地の地権者連絡先の探索に多大な時間を要すまたは困難になっている。</p>	平成30年制定「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(法律第49号)」	国土交通省	<p>1) 「地域福利増進事業」に再エネ事業を明記頂きたい。これにより、該当自治体から固定資産課税台帳などの有効な情報が得られるようになると考えられる。</p> <p>2) 所有者不明土地の使用権が10年取得可能(上限)になっていますが、最大事業期間20年取得可能にして頂きたい。</p>		
17	地域主導の再生可能エネルギー事業などにおいて河川法(水利権)・砂防法・林野法・自然公園法・電気事業法等多方面に及ぶ規制をクリアするため、膨大な時間とコストを要し、事業機会を逸失している。	河川法(水利権)・砂防法・林野法・自然公園法・電気事業法等	所管官庁及び地方自治体の所管部署	<p>○地域主導型として認定された再生可能エネルギー事業の手続きにおける法規制緩和及び届出制導入等手続きの簡素化</p> <p>○地域主導型で開発リードタイムの長い小水力、バイオマス(メタン発酵等)などの再生可能エネルギー事業に対するFIT制度の適用延長措置</p>		
18	生産緑地については、都市近郊の緑地として多面的な価値が認められているが、農水省が進めている営農型ソーラーを認めていないため、これを進める。	生産緑地法	国土交通省	<p>生産緑地については、都市近郊の緑地として多面的な価値が認められているが、農水省が進めている営農型ソーラーを認めていないため、これを進める。</p> <p>具体的には、生産緑地法の政省令及びガイドラインで、農水省が定める営農型ソーラーと同様な規定を設けること。営農型ソーラーは農業委員会が許可権者であるが、生産緑地の場合は、地方自治体の所管（多くは都市計画課）でよいであろう。</p> <p>ただし、国土交通省は、農水省や環境省と連携して、この周知徹底の広報を図ることも同時に行うこと。</p>		

19	<p>○条例アセス案件の運転開始期限について</p> <p>都道府県条例アセス対象案件と法令アセス対象案件は、その手続き期間がそれほど大きく変わらないにも関わらず、FIT取得から運転開始期限が条例アセスは4年であり法令アセス8年の半分となっています。このため条例アセス案件の事業開発期間は著しく短く、十分な開発期間がないまま事業を進めることとなり、場合によってはFITによる売電期間を短縮せざるを得ない状況にあり、採算が見込めず事業断念となるケースが多く出てくると考えております。</p>	再エネ特措法	経済産業省	条例アセスの手続き期間を考慮し、条例アセス案件についてもFIT運転開始期限は法令アセスと同様の8年として頂きたい。		
(2) 系統制約に係る見直し						
20	<p>【九州電力の出力抑制について】</p> <p>自然変動型再生可能エネルギー(VRE, 太陽光発電及び風力発電)の比率がまだ10%程度と低い段階で、出力抑制が過度に頻繁に行われており、しかも経済補償もされない実態は、再生可能エネルギー普及の重大な障害となっており、直ちに見直すことが必要である。</p>	電気事業法	資源エネルギー庁	<p>(参考資料)環境エネルギー政策研究所「九州電力の自然エネルギー出力抑制への9の提言」(2020年10月5日) https://www.isep.or.jp/archives/library/12913</p> <p>■速やかに改善できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石炭火力発電を停止もしくは技術的に可能な限り最小限に絞り込むこと。特に電源開発の松島・松浦火力も優先的な出力抑制対象とすること。 ・原発稼働と定期点検の年間スケジュールを見直すこと ・VREのオンライン制御を最大限活用すること <p>■中期的に改善が望まれること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先給電(出力抑制)ルールを再エネ(VRE)最優先に見直すこと ・出力抑制に対して経済的に補償すること ・地域間連系線ルールの見直しと拡充を図ること。特に電源開発の松島・松浦火力が関門連系線の太宗を占める現実を見直すこと <p>■もっとも重要かつ本質的に見直し求められること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「再生可能エネルギーの主力電源化」という政策目標を具体化すること ・「柔軟性」(フレキシビリティ)コンセプトの導入とそれに向けた具体的な改善策を取ること ・VREを他分野で活用するセクター・カップリングに向けた準備をすること 		
21	<p>【関連】</p> <p>東北電力ネットワーク(株)から当協会関連で稼働中の営農型太陽光発電に対して、出力抑制の遠隔制御装置を設置していないことを理由として、わずか1ヶ月という短い予告期間で接続契約を解除するという「脅迫的な警告」(添付)がきたことに強く抗議し、一般送配電会社への指導と運用見直しを求める。</p>	電気事業法 託送供給約款	資源エネルギー庁	<ul style="list-style-type: none"> ・東北電力が太陽光・風力の出力抑制を回避する手段は数多くあること(上記参照) ・遠隔制御装置の設置ではなく、手動(マニュアル)でも良いはず ・時間的裕度がまだ十分にあるなか、1ヶ月というショートノーティスは社会的通念に反する。 		

22	<p>【接続負担金ルールの見直しと透明化】</p> <p>わずか1600kWの小水力発電の接続検討に対して、北海道電力ネットワークから237億円もの接続負担金の「お知らせ」が届いた(添付)。同じく北海道電力管内で330kWの小水力発電に対して600億円の接続負担金が口頭で示唆された。これらは氷山の一角に過ぎず、既存の接続ルールは、再生可能エネルギーを普及の最大の障害になっており、見直しが必要。</p> <p>また、北海道電力ネットワークの「お知らせ」には「第三者への開示禁止」が書かれており、また算定根拠の開示がされていない。</p>	電気事業法 託送供給約款	資源エネルギー庁	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーについては、国民全体に便益がもたらされることから、上位系統の費用はすべて「一般負担」とするべき。 これらの小規模な接続でこれほどの巨額の送電線整備が必要になるという結果は、系統の混雑評価が実潮流に基づかない非現実的な想定が行われている可能性が高い。これを実潮流ベースの評価（東京電力が先行した試行的な取り組み）に見直すとともに、その透明性と第三者による検証が必要である。 		
23	<p>○北海道における出力変動緩和対策の見直しについて</p> <p>北海道電力における変動型再生エネの接続においては、出力変動緩和対策として蓄電池等の併設が義務付けられており、多大なコスト負担と技術検討の長期化により、事業性の悪化もしくは事業実施を困難にしています。</p>	電気事業法 託送供給約款	資源エネルギー庁	<p>出力変動緩和対策の見直しについて、以下を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他地域間と同規模の連系容量への増強（青函トンネルの活用等）とメリットオーダーによる運用の見直し。 系統側蓄電池対策の拡大と一般負担の増額。 蓄電池及びシステムコスト低下までの補助制度もしくは調達価格あるいはFIPの場合の基準価格の加算。 		
24	<p>○接続申込みのルール、手続きに関する対応の統一化について</p> <p>電力広域的運営推進機関が設立され、横断的な手続き統一化がされつつありますが、一般送配電事業者間やその支店、営業所の窓口により対応や方針が異なる場合が未だ多く、対応が再生エネの系統連系手続き上混乱する場合があります。</p>	電気事業法	資源エネルギー庁	<p>事業者は地域を跨いで再生エネ発電事業を行うため一般送配電事業者が共通認識のもと手続きがなされる必要があると考えます。例えば北海道で行った手続きが九州では間違っているという事態が多々起きています。窓口ごとに異なる対応を解消し、明確で分かりやすい手続きとして頂きたい。</p>		
25	<p>電力系統接続の先着優先ルールが地域主導の新たな再生可能エネルギーの導入を妨げ、既存電力会社、大手資本、外国資本等の独占を助長している。</p>	電気事業法、再生エネ特措法等	資源エネルギー庁、OCCTO	<ul style="list-style-type: none"> ○地域主導型の再生可能エネルギー事業者(例えば地元資本51%以上)による再生可能エネルギーの優先接続のルール策定(ノンファーム型接続、メリットオーダーの導入と合わせて) ○地域主導型事業として酪農業から発生する産業廃棄物である家畜ふん尿処理施設でもあるバイオガス発電プラントの優先接続や地元枠の確保のルールやガイドラインの策定 ○その他の地域主導型事業(太陽光、風力、地熱、小水力、木質バイオマス熱電併給など)の優先接続のルーツやガイドラインの策定 		
(3) 市場制約に係る見直し						

26	<p>●容量市場の廃止とゼロからの見直し 今年度開始された容量市場は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石炭火力や石油を温存させ2050年までのゼロカーボン実現の大きな妨げとなる。 ・原発を温存させ、再生可能エネルギー主力電源化のためにさらなる柔軟性（調整力）が必要であることに逆行する。 ・そもそも容量市場はいくつかある容量メカニズムのなかで最も高コストの仕組みであり、他の手段との比較検討をすべきである。 ・既設電源と新設電源の区別がなく、またシングルプライスオークションのため、減価償却の進んだ石炭火力や原発などの発電所への「棚ぼた利益」を生んでおり、消費者利益に反する。 ・発電と小売の8～9割を支配する旧一般電気事業者に極めて有利で、大規模電源を持たない新電力に特に負担が重く、公平な競争環境に反する。 	電気事業法第二条の十二（供給能力の確保）	経済産業省 電力広域的運営推進機関	<ul style="list-style-type: none"> ・容量メカニズムで支援される「資源」の前提条件として、 <p>(1)欧州連合同じ550gCO₂/kW時の排出係数による入札制限を設ける。</p> <p>(2)再エネ(特に急拡大が期待される太陽光と風力発電)の太陽導入のため、柔軟性基準(ランピングスピードなど)。</p> <p>(3)蓄電池や需要側応答(DR)の急激なコスト低下と技術進化を睨んで、これらの新規投資を重点的に促すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧一般電気事業者からの出向者が太宗を占めるOCCTOは利害相反が大きく、電力・ガス取引監視等委員会の独立性を高めて、ここが制度設計の中心となるべき。 ・以上を踏まえ、既入札の容量市場は取りやめ、「容量メカニズム」を再検討すべき。 		
27	<p>非化石証書制度の変更(2020年度からの全ての再生可能エネルギーを対象とした非化石証書化)を踏まえた電力小売営業ガイドラインの改定において、電源構成での再エネ表示をする際に非化石証書の調達の小売電気事業者に義務づけられる。</p> <p>(現在、電力・ガス取引等監視委員会の制度設計専門会で検討中)</p>	電力の小売営業に関する指針	経済産業省	<p>小売電気事業者が販売メニューなどで「再エネ」という表示を使うためには、再エネ指定の非化石証書を非化石市場で調達しなくてはならなくなり、主にFIT電気を調達している小売電気事業者にとっては数億の費用増になってしまう。そのためにだけ来年から急に販売単価を値上げすることになるのは消費者に対する影響が大きく、再エネに対する消費者のイメージを大きく損ねる可能性がある。</p> <p>本来、再エネの価値そのものを分かりやすく取引する制度が求められるため、この原発と再エネを一緒にした上に再エネの価値を分かりづらくする不合理な非化石証書制度を廃止し、再エネの価値そのものを分かりやすく取引して、表示できるような制度(発電源証明やグリーン電力証書制度等)にする必要がある。</p>		
28	<p>○稼働中の太陽光発電所のパネル容量の規定について</p> <p>FIT認定後に太陽光パネル容量が3kW以上または3%以上増加した場合、買取価格が変更されるルールとなっています。太陽光パネルは1枚あたりの出力がメーカーの技術開発によって年々増加しており、数年で同容量のパネルは過去の型番となり入手できなくなります。そのため事故や故障によりやむを得ずパネル交換する場合でも、その枚数が多ければ3kWを超えて出力が増えることがあり、買取価格が変更されないようにするために修理もままならない可能性があり、事業の確実な継続の支障となります。</p>	再エネ特措法	資源エネルギー庁	<p>パネルの枚数を減らして辻褃を合わせることも回路構成上現実的ではないため、パネル出力が増えても総枚数に変化がなければ買取価格は変更しないこととしていただきたいです。</p>		

29	<p>○特別高圧の発電所に選任される電気主任技術者について</p> <p>現在は他の発電所と兼任できないことになっており、なおかつ発電所から2時間以内の場所に常駐することが求められています。しかし電気主任技術者の絶対数は少なく、特に風車適地の近辺は非常に少ない状況であり、それが再エネ発電所を増やしていくにあたって制約となっています。</p>	電気事業法	経済産業省	<p>再エネ発電所に関しては特別高圧の大規模発電所であっても、電気主任技術者が他発電所と兼任できるようにして頂きたい。</p> <p>また発電所から2時間圏内には主任技術者本人ではなく、代務者が常駐すればよいこととしていただきたい。</p>		
30	<p>○工事計画届出手続きにおける風車及び支持物の審査基準について</p> <p>上記基準について何らかの法的な手続きを経ず日々ルール変更が起きています。専門委員会等における専門家の議論の中で、ルール変更（法律や基準の変更ではなく、専門家や審査機関における解釈の変更）が行われ、その変更がほとんどオープンにならず事業者にアナウンスされません。そのため事業者は、当初想定していないルール変更に対応するためにいくつものプロジェクトが手戻りとなり、追加の時間とコストをかけて再設計せざるを得ない状況であり事業推進の支障となっております。事業者の立場から見ると、1年以上の風況測定・荷重解析・設計を行い、その結果を提出して経て行われる専門家による審査の指摘で初めてルール変更を知る状況です。審査を開始するまでルール変更を知ることができないため対応もできません。</p> <p>現状はルール変更があった際に、変更が適用されるまでの移行期間が考慮されておらず、今日決まったことが明日から適応される状況となっております。</p>	電気事業法	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画届出における風車及び支持物等の審査基準の明確化、ルール変更の手続きの明確化を経済産業省が主導で行う必要があると考えております。 ・ルール変更は、参照の法律・指針・基準の見直しを正規な手続きで行い、広く公式に周知し、必要な移行期間を経てから適用頂きたいと考えております。 ・支持物については、専門外である経済産業省ではなく、専門機関である国土交通省で審査する以前の体制に戻すのが良いのではないかと考えております。 		
31	再生可能エネルギー事業(非FIT制度)への補助金の単年度主義により、リードタイムの長い小水力、バイオマス等の再生可能エネルギー事業は単年度での事業化は不可能	財政法など	所管官庁及び地方自治体の所管部署	地域主導の再生可能エネルギー事業への補助事業の複数年度化(繰越制度を適用する範囲の拡大や手続きの簡素化など)		
32	小水力や小型バイオマスなど低圧50kW以下の系統連系条件の「逆変換装置の設置」により、農家単独での小型バイオガス発電設備等の導入が困難。低圧連系時の発電機(AC)-インバーター(DC)-系統(AC)の非効率な接続方法などの是性	電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン	資源エネルギー庁	<ul style="list-style-type: none"> ○低圧連系においても、同期発電機の場合は高圧連系と同条件を適用する。 ○低圧連系時の逆潮流防止装置の設置義務を撤廃する 		

33	<p>労働安全衛生法施行令に「ニ ゲージ圧力0.1MPa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が4m²以下のもの」との記載があるが、木質資源を燃料とするバイオマスボイラーの温水ボイラーは燃料の低位発熱量（単位燃料あたりの発熱量）が少ないため、化石燃料ボイラー並の規模が設置できない。このため、安全性を前提として圧力が一定以下のバイオマス温水ボイラーについては、技術的に先行している欧州の規制と同様に「圧力」のみの規制として伝熱面積(規模)の規制を撤廃してほしい。また、消防法関連のバイオマスボイラーに関する規制として防火区画の確保等について共通見解を整理した上での緩和措置や、大気汚染防止法における伝熱面積の要件が化石燃料に比べて厳しい点なども見直す必要がある。</p>	労働安全衛生法施行令第1条第3号イからへ、消防法、大気汚染防止法	厚生労働省 労働基準局、 消防庁、環境省	<p>現在日本では大規模施設でもボイラー技士等の資格者の不要な簡易ボイラーの設置が、低コストであるため大規模な施設でも進んでいる。しかしながら温水ボイラーについては、木質バイオマスの場合現在の伝熱面積（ボイラーの物理的大きさを表現する）の範囲では50kW程度の小さな規模のボイラーしか簡易ボイラーとして設置できなくなっている。原因は木質バイオマスボイラーというものが殆ど日本に無かったためと思われる。現在この規制は、日本で木質バイオマスボイラーの設置が化石燃料に比べ、進んでいかない原因の一つになっている。</p> <p>現在のバイオマスボイラーは、労安法の規制のため、伝熱面積が4 m²を超える（おおむね出力60kW以上）ものは無圧開放している現状で、配管費用の増加、錆の発生等による耐用年数の大幅な低下、高コストにもつながっています。無圧開放は防錆剤（エチレンジグリコール等）が脱酸素剤を鹹水に入れますが、人体に有害で熱交換器にピンホールが開くと、飲料水に混入する恐れもある。</p> <p>この規制撤廃により、ほとんどのバイオマスボイラー（蒸気ボイラー、特に高出力機 [おおむね500kW機以上] を除くバイオマス温水ボイラー）が、簡易ボイラーとして設置・運営できるようになり、安全性の向上と、運用コスト低下でCO₂ニュートラルなバイオマスボイラーの導入に弾みが付く。</p>		
----	--	----------------------------------	----------------------------	---	--	--

(4) 地域との共生に係る見直し

34	<p>再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインでは「地域活用電源」の「地域活用要件」においては地域へのアウトプットと地域からのインプットというエネルギー需給に関する自家消費・地域一体型の要件が付加され、とくに低圧（50kW未満）の太陽光発電は、前倒しして30%の自家消費が義務づけられるため、およそ実現は難しく、実質的にFITが終了することを意味する。</p>	再エネ特措法、事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)	経済産業省、資源エネルギー庁	<ul style="list-style-type: none"> ・地域主導型（地域コミュニティの所有、地域での合意形成、便益の地域還元）の自然エネルギーは「地域活用電源」として全量売電の固定価格買取制度(FIT)を継続すること。地域に豊富に存在する資源を活かして自然エネルギーの主力電源化を目指すには、地域主体のエネルギー事業や社会的合意形成を重視した真の「地域活用電源」の普及を目指すべきである。地域主体のエネルギー事業に関する「コミュニティパワーの三原則」や社会的合意形成などの要件などを含めることで全量売電を原則とし、普及の障害になっている自家消費率は取りやめること。 ・防災機能の要件のニーズは地域により多様であり、一律ではなく様々な選択肢を設けるべきである。 		
35	<p>【関連】 2020年度より太陽光発電の低圧案件において、自家消費率を30%以上、できるだけ50%程度にと規制された結果、屋根の面積は広く空いているのに、モジュール容量を減らさざるを得ない案件が多発しており、地域で場所があるが設置できない屋根上の再エネ増加を阻害している。</p>	再エネ特措法	資源エネルギー庁	<ul style="list-style-type: none"> ・地域主導型（地域コミュニティの所有、地域での合意形成、便益の地域還元）の自然エネルギーは「地域活用電源」として全量売電の固定価格買取制度(FIT)を継続すること。地域に豊富に存在する資源を活かして自然エネルギーの主力電源化を目指すには、地域主体のエネルギー事業や社会的合意形成を重視した真の「地域活用電源」の普及を目指すべきである。地域主体のエネルギー事業に関する「コミュニティパワーの三原則」や社会的合意形成などの要件などを含めることで全量売電を原則とし、普及の障害になっている自家消費率は取りやめること。 ・防災機能の要件のニーズは地域により多様であり、一律ではなく様々な選択肢を設けるべきである。 		

36	<p>大規模な事業用太陽光や風力などの「競争電源」については、これまでのFIT制度に代わってFIP制度の導入および市場への統合が検討されている。しかし、入札制度を前提としてFIP制度への移行や市場への統合を拙速に行うことは、これまで拡大してきた太陽光発電市場に大きなブレーキとなる可能性あり、特に海外と比べて大きく立ち遅れている風力発電市場にとっては致命的な影響を及ぼす可能性がある。現状の太陽光発電の入札制度は、欠陥が多いと言わざるを得ない。2019年度には500kW未満の事業用太陽光に対象が広げられたが、拙速に入札の対象を広げるよりも入札制度の見直しが必要である。その中で、地域ベースで地産地消を目指すご当地電力系の事業者は、応札すらできない状況にあった。現状の入札制度では、入札制度への参加には巨額の開発資金や系統接続などへのリスク対応が必要となり、大資本をもつ事業者しか参加できず、地域主体のご当地エネルギーの事業者が排除されるという根本的な問題がある。加えて、こうした外資や地域外の大手資本による巨大ソーラー開発が、地域との対立を招いている事例が頻発していることにも留意する必要がある。</p>	<p>再生エネ特措法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(改正後)</p>	<p>経済産業省、資源エネルギー庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「競争電源」の対象およびFIP制度・入札制度などのあり方を見直すべきである。競争入札でコストを下げることは幻想であり、予見可能性を低めることが普及の障害になっている。 ・風力発電については2030年以降の導入目標を大幅に引き上げた上で現状のFIT制度の改善をしつつFIP制度の導入は市場の拡大の筋道が十分に現れてからにすべきである。 ・太陽光発電についても入札制度よりも、FIT制度での、規模別やタイプ別の買取価格の設定をきめ細かく設定する必要が望ましい。土地利用などの面で持続可能性に様々な課題がある地上置き太陽光に対して、営農型太陽光（ソーラーシェアリング）や屋根置き太陽光の普及を進めるため、タイプ別の買取価格の区分も設けるべきである。 ・事業用太陽光では、出力規模や事業形態により発電のコスト構造が明らかに異なるため、一定規模（例えば2MW）未満の「地域活用電源」については入札の対象外として新たな調達価格の区分を設けるべきである。 ・ドイツでは、入札にあたり社会的合意形成などの観点から地域での所有（オーナーシップ）や利益配当などを重視した「ご当地性（Community Power）」を参加条件にしている場合もあり、日本においてもそのような一定の「ご当地」枠を設けて、設備の認定や系統接続などを優先的に行うべきである。 		
37	<p>【関連】再生可能エネルギー事業に対する地域外の大手資本、外国資本等の野放図な参入を規制し歯止めとなる仕組みが不在である。</p>	<p>再生エネ特措法</p>	<p>資源エネルギー庁、総務省</p>	<p>地域主導型の再生可能エネルギー事業に対する地域での認定制度(地域環境権など)の全国への導入を促進する制度・ガイドラインの導入（例えば地元資本51%以上の地域主導型事業者の系統優先接続、FIT制度等各種優遇措置）</p>		
38	<p>再生エネの地域受容を高めるのが重要だが、その対策としては「迷惑施設」としないという視点からの受動的なものがほとんどであり、「地域の一般市民に便益をもたらす」という地域主導の観点が少ない。地域の住民の参加、受益還元などの視点から、シュタットベルケ、や、市民共同発電所を行う上での様々な規制の撤廃も重要と思われます。</p>	<p>金融商品取引法、あるいは、協同組合法などの新設など。</p>	<p>金融庁など</p>	<p>金商法の規制の緩和（自治体と共同で行う場合、地域金融と共同でやる場合、出資組合員公募の規制のハードルを下げるなど）、あるいは、欧州のような協同組合の投資組合員制度ができるようにする。</p>		